



【事務局】〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1 総合福祉センター2F Tel (078)371-3930/Fax (078)371-3931(10:00~16:00 月・水・金)
平成28年9月25日発行 第38号 編集人/広報委員会 発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会 印刷/デジタルグラフィック株

障害のある人の「生きる」を保障する

ひょうごかぞくねっと 会長 由岐 透



人が生きいきと暮らすためには、まず“衣、食、住”が保障され“安全、安心、快適”な環境があることが最低限必要であり、次に“孤独ではなく仲間がいる”こと、“自分の存在価値が認められる”こと、そして“自分自身で達成感が得られる”ことであると言われています。特に知的障害がある人は所属、承認、自己実現などの段階にも支援が必要です。知的障害者が生きていくうえで支援を欠くことができません。支援を受けながら社会参加する。これが知的障害者の自立であり、地域生活を可能にするということではないでしょうか。

終の住処の確保と訪問支援。デンマークの知的障害者の親の会は知的障害があっても自宅を持たせてやりたいという要求、要望を政府に働きかけ、グループホームが実現しました。15～20軒の家が集まったものがグループホームであります。日本の知的障害者の親の会は知的障害者に自宅を持たせて欲しいという要求をしてこなかった結果グループホームという名称のグループホームができたといえるのではないでしょうか。ホーム、ルームにかかわらず必要なのは訪問支援制度の充実が必要であります。病気で日中活動ができないときの訪問支援、土曜日、日曜日には余暇支援が受けられよう制度の整備を図らなければグループホーム利用が困難になり、知的障害者の終の住処にはなり得ないのでしょうか。

ある社会福祉法人の通所施設利用者250名の親家族に対するアンケート調査によると老後、親亡き後、わが子には知的障害者支援施設（入所施設）を利用させたいという回答が80%超あります。また、親

の高齢化が進むに従って入所施設のショートステイの利用希望する家族が多くなっています。入所施設には虐待をはじめ自由がない、閉鎖的である等の改善すべき問題が多くあり批判されても仕方のない現状ですが、それでもグループホーム、親の家と比較して入所施設がより安心できる住まいの場として期待されています。不十分でも衣食住が最低保障され「生きる」ことだけはできるというあきらめなのか？

全施連は4年前に「新しい入所施設の提言」行いました。引き続き「新しい施設」の具体像の検討を進めています。「新しい施設」という表現に託した全施連の基本的考え方は「新しい施設」という表現を用いて、知的障害者の生活施設の新設・増設を求めているものではありません。

自立支援法以降、法制度から「授産施設」「更生施設」等の名称がなくなったものの、旧態依然とした施設生活は継続して営まれており、“人間的”とは、とても言い難い現状のままである。

全施連はこの旧態依然とした非違人間的な生活施設に対する政策を転換し、知的障害者が権利を守られ、安心・安全でおかつ快適な生活ができる様に、知的障害者のために一新された生活施設を制度的に求めているのであります。

最後に、7月26日未明、神奈川県相模原市の障害者施設で起こった惨烈な事件は全国に大きな衝撃が走りました。とりわけ障害のある当事者や家族、関係者の受けた衝撃、深い悲しみと非道な行為に対する憤怒の念が込みあげてきます。容疑者の思想は障害者を人間と認めず、社会的生存権を否定し、家族に安樂死の同意を求める卑劣な思想の持ち主です。容疑者のような危険思想が社会に生まれ、蔓延してはならないことを願う次第です。

2015年度(平成27年度)事業報告

1. 障害福祉施策の状況

- ①障害者総合福祉法施行後3年後の見直しについて、社会保障審議会障害者部会から10項目にわたり論点整理された報告書が提出されました。この報告書に基づき、関係法律の改正や平成30年度に予定されている障害福祉サービスの次期報酬改定に向けて、具体的な改正内容について検討を進めることとしています。
- ②現在、厚労省の通知、通達により適用除外になっている障害者支援施設（入所施設）利用者も65歳になると3年後には介護保険が優先適用されることが示されています。障害福祉施策と介護保険の自立概念は全く異なるもので、異なる両制度を統合することは不可能であります。
- このままでは、私たちが主張している「終の住処問題」の解決にはなりません。親亡きあとの道筋は親が元気な間にという思いから遠のいて行きそうです。
- ③障害者権利条約締結から2年が経過し、第1回日本政府報告が国連に提出にあたり、意見書を提出しました。障害福祉は、障害者権利条約が生かされる方向に見直されるべきであると、ことあるごとに声を上げ続けていきたいものです。
- ④社会福祉法人制度の見直しが社会保障審議会福祉部会で行われ、経営組織の在り方、業務運営・財務運営の在り方、運営の透明性の確保の在り方、行政の関与の在り方等について検討されています。平成29年度から施行されることになっています。
- ⑤障害者差別解消法は平成28年4月から施行されことになりました。これを契機に障害を持っていても、障害のない人と同等の人権が保障され、個人として尊重される差別のない社会を目指したいものです。
- ⑥成年後見制度促進法が議員立法により成立しましたが、自分で決める権利が侵害されかねないという懸念があります。また、成年後見制度は障害者権利条約との整合性が問われています。

2. 平成27年度活動の成果と反省

- ①障害支援区分・サービス利用計画への取り組み
障害程度区分という差別的表現の本質は変わりませんが「支援区分」と改められ、施設の利用料も年金のみの収入では無料となり、軽減されました。サービス利用計画については理事会、研修会等で検討し

ましたが行政に対する働きかけはできていません。

- ②意思決定支援・成年後見制度への取り組み

今年度は意思決定支援について宗澤忠雄教授らを招いて研修をしました。日常生活はもちろんですが、成年後見制度から意思決定制度に変える必要があります。障害者の中でも特に知的障害者との意思疎通（コミュニケーション）をどのようにするか。意思決定支援制度の充実を図る必要があります。

- ③65歳問題・配置医師問題への取り組み

65歳問題では通所施設を利用する利用者が65歳になり、介護保険への移行を促される事例が出てきましたが、厚労省の通達を楯に本人や家族の意向に沿うよう決定をするようアドバイスしご家族の頑張りで従来通り障害者施設を利用できるよう解決できました。

また、（入所施設）を「終の住処」とするにはターミナルケア（終末期医療）まで施設が行うことが必要になります。そこで問題になるのが配置医師（嘱託医）です。配置医師を置くことにより、他の医師の診療が受けられることとなり、訪問医療が十分に受けられなくなります。

この問題について兵庫県知的障害者施設協会と話し合う必要がありますが、取組が出来ていません。

- ④利用者に対する虐待は虐待を受けていることさえ認識できない、わかっていても訴えることすらできないことから新聞、テレビ等で報道されていない埋もれた虐待があります。虐待は加害者に責任があります。なぜこのような非人間的なことが起きるのか。事業者、行政と話し合う必要がありますが、取組が出来ませんでした。

- ⑤差別解消法は平成28年4月から施行されましたが、この法律を実効性のあるものにするためには各自治体で条例をつくり、差別、合理的配慮等の概念を具体化する必要があります。各自治体に条例制定の働きかけが必要ですが、できませんでした。

- ⑥第11回全国知的障害者施設家族会連合会全国大会
in神奈川において「知的障害のある人にとって最適な生活の場とは」についてひょうごかぞくねっととしての意見発表をおこない大変好評でした。兵庫より78名が参加しました。

- ⑦行政機関・議員への意見交換

平成27年5月11日民主党横路議員と衆議院国會議員会館内で全施連正副理事長と面談し、「障害者

総合支援法の3年後の見直しについて」申し入れを行い、後日3年後の見直しの他、要望書を提出しました。

8月25日民主党に「障がい・難病政策議員連盟が設立され、9月2日民主党横路議員他24名の国会議員（障害・難病政策議員連盟議員）と意見交換会議が行われ、全施連から21名参加しました。

厚生労働省 障害保健福祉部 障害福祉課、企画課との関係が深まり、講師依頼、意見交換等ができる見通しがついてきました。

兵庫県をはじめ県下の市町村、県会議員、市会議員との懇談会が開催されていない点について反省し、次年度につなげていきます。

3. ひょうごかぞくねっとの活動を振り返る

①中央研修会

- ・日 時 H27年11月24日(火)
- ・場 所 県民会館 県民ホール
- ・講演Ⅰ 「知的障害者の意思決定支援」
- ・講 師 宗澤 忠雄氏 埼玉大学准教授
- ・講演Ⅱ 「コミュニケーション支援ツールあれこれ」
- ・講 師 田代 洋章 氏 日本支援技術研究所
- ・講演Ⅲ 「ツールの助けて思いが伝わる」
- ・講 師 松井 潤子 氏 せいれいやさかだい
- ・参加者 177人

②オープン研修会（ハートフルカーニバル）

- ・日 時 H27年12月13日(日)
- ・場 所 王子動物園ホール
- ・コンサート
子連れオーケストラ西宮きらきら母交響楽団 他
- ・アート展、作品販売等
- ・参加者 約200人

③評議員会&研修

- ・日 時 H27年6月13日(日)
- ・場 所 あすてっぷこうべ
- ・評議員会
- ・グループトーク
「知的障害のある人にとっての最適な生活の場とは」
- ・参加者 約168人

④たより発行 36号・37号

⑤理事会 3回 正副会長会 4回

4. 活動拡大への取り組み

- ①各地区かぞくねっとの活動の活発化、組織の充実、強化
- ②退会または未加入施設への働きかけ

- ③賛助会員の勧誘
- ④エース保険の団体窓口
- ⑤外部団体の研修会等への参加
外部団体と共同事業
- ⑥「ストップ・ザ応益負担」合同研修会
- ⑦福祉の集い
- ⑧ジョイフルコンサート 約100人 参加

各地区かぞくねっとの活動（37号参照）

2015年度(平成27年度)決算報告

1. 収入の部

科 目	金 額
会 費	¥5,567,000
賛助会費	¥38,400
寄付金	¥160,000
保険金手数料	¥375,713
雑収入	¥107,703
前年度繰越金	¥2,556,749
合 計	¥8,805,565

2. 支出の部

科 目	金 額
会議費	¥125,107
旅 費	¥217,140
印刷費	¥730,080
通信・運搬費	¥437,674
涉外費	¥117,392
研修費	¥2,289,460
事務消耗品費	¥268,404
負担金	¥88,041
分担金	¥302,500
人件費	¥1,413,180
雑 費	¥8,501
次期繰越金	¥2,808,086
合 計	¥8,805,565

★赤い羽根共同募金・神戸新聞厚生事業団
から助成金をいただきました

2016年度(平成28年度)事業計画

1. 24時間一貫した快適な入所施設の新設の請願

支援を夜・昼に分けた事業形態は、利用者にも支援職員も施設経営にも不適切な運営になっているので、一貫した支援体制で利用者の快適な暮らしの場となる入所施設の制度に(新設)する願いは、「終の住処づくり」と一体のものです。また、各議員も全員一致が原則の請願だけでなく、多数決で意見書を政府へ提出ができます。各会派議員との意見交換も可能な限り進めます。

《具体案》

- ①各理事より請願書を県内町村議会に提出する。ひとりでも多くの議員に説明、説得する
- ②各地区かぞくねっとで会員に請願の趣旨を周知し、全施連、ひょうごかぞくねっとの活動が、親たちの切なる願いを訴えていることを理解してもらう

2. 行政機関への陳情と意見交換

行政機関は厚労省の招集で度々会議に参加したり、地方自治体の権限で国の制度に上乗せすることもできる仕組みになっていますので、陳情や要望書、意見交換したりすることも効果があります。

《具体案》

- ①各理事より請願書の内容を行政機関にも提出し、理解を深める
- ②各市町の担当部署との関係を深め、請願の趣旨を周知し、全施連、ひょうごかぞくねっとの活動が、親たちの切なる願いを訴えていることを理解してもらう。

3. 組織の拡大と強化

要望事項の実現は組織の拡大と強化が最大の要件と誰でもわかるところながら、家族の高齢化や、また施設が選ぶほど多くないので、具体的にどのような手立てがあるのか、専従役員のいない組織では名案も浮かばず、これまで決定した活動を進めるなかで、関連施設の未加入家族会へのお誘いが主になっています。

《具体案》

- ①組織検討委員会を中心に具体策を提示する
- ②【1】の請願の趣旨を周知し、活動への理解を求める
- ③賛助会員の確保
- ④機関紙やホームページの充実⇒機関紙を県下すべての施設家族会に送る

4. 活動力強化の研修会

専門家でもない家族の能力では理解が困難なほど障害福祉制度が目まぐるしく変わり、研修課題に追われていますが、わが子らの暮らしの内容そのものに無関心では、安心して死ねない障害者の家族です。

制度を知らなければ批判もできず、改善の声も上げられないのです。活動や研修で己の目の鱗を落とすことを楽しみながら一人ひとりの活動の質を高めることが研修会の目的です。

《具体案》

- ①評議員会の研修・中央研修・オープン研修に障害福祉関係の論客を招き研修会を実施する
- ②各地区かぞくねっとでは各地区的特色を踏まえた研修会を実施する
- ③①、②を各会員へ周知する⇒例各施設家族会で①、②の報告ができるような手立てをする

5. 家族会内部問題学習会

特に講師を求めず、各家族会の悩みを出し合い、知恵を出し合う交流・情報交換で絆を深める学習を目的にします。今年度は役員不足・高齢化問題が深刻でしょうか。

《具体案》

- ①各地区かぞくねっとでフリーな話し合いの会を持つ

6. 友誼団体との連携強化

福祉向上を願う団体は数多くありますが、共通の願いや、同じ障害者団体との連携は、強めることが原則です。

《具体案》

- ①全国知的障害者施設家族会連合会の活動に積極的に参加する
- ②福祉7団体の会(福祉のつどい・賀詞交換会)を主催団体として積極的に取り組む
- ③ストップの会の構成団体とし積極的に活動する
- ④育成会をはじめ各種団体の活動に後援団体として協力する

7. その他

- ①エース保険の団体加入者を増やし、暮らしの安心を守る
- ②互助会会員の増員に協力し、利用者の暮らしを守る
- ③利用者・施設・一般の人も巻き込んだイベントを開催する(赤い羽根共同募金助成事業を受ける)

2016年度(平成28年度)会計予算

1. 収入の部

科目	金額
会費	¥5,500,000
賛助会費	¥24,000
寄付金	¥150,000
保険手数料	¥350,000
雑収入	¥10,000
前年度繰越金	¥2,808,086
合計	¥8,842,086

2. 支出の部

科目	金額
会議費	¥300,000
旅費	¥500,000
印刷費	¥740,000
通信・運搬費	360,000
涉外費	¥100,000
研修費	¥2,300,000
事務消耗品費	¥650,000
負担金	¥55,000
分担金	¥280,000
人件費	¥1,700,000
雑費	¥10,000
予備	¥1,847,086
合計	¥8,842,086



知的障害者福祉総合補償制度 (普通傷害保険)

ご本人様のケガに加え、第三者への賠償責任特約をセットした保険です。詳細は下記代理店までお問い合わせ下さい。

取扱代理店 (有)ウェルフェアサービス
〒130-0022
東京都墨田区江東橋4-24-3
TEL:03-3631-9225
FAX:03-3631-9247

引受保険会社 エース損害保険(株) 東京支店
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-6-1
TEL:03-6212-7410
FAX:03-3211-1101

H28・29年度 役員

役職	氏名
会長	由岐透
副会長	木村三規子
副会長	三浦雅春
副会長	吉岡京子
副会長	笛川かほる
副会長	平山昭利
理事	蓬菜和裕
理事	高野國昭
理事	馬場正一
理事	中林稔堯
理事 阪神	小山京子
理事 阪神	寺澤節子
理事 阪神	山口英治
理事 阪神	田中佳子
理事 こうべ	呉珀華
理事 こうべ	川村幸子
理事 こうべ	滝川幸子
理事 こうべ	小野寺良三
理事 こうべ	出来竝江
理事 こうべ	佐藤三和
理事 東・北播磨・淡路	鳴瀬京子
理事 東・北播磨・淡路	今井サチ子
理事 東・北播磨・淡路	武市君江
理事 東・北播磨・淡路	山口静子
理事 東・北播磨・淡路	中右厚子
理事 西・中播磨	上田茂
理事 西・中播磨	木村政照
理事 西・中播磨	古田功一
理事 西・中播磨	三木清美
理事 但馬・丹波	森本辰夫
理事 但馬・丹波	高林恵子
理事 但馬・丹波	佐山忠行
監事	岩本四十二
監事	楯順
顧問	堺孰

印刷物作成に関するご相談は.....

DGデジタルグラフィック株式会社

- 記念誌 ●社内報 ●カタログ ●チラシ ●プリベイドカード
- スクラッチ ●カラ一年賀状 ●その他一般印刷

〒650-0043 神戸市中央区弁天町1-1

TEL.078-371-7000 FAX.078-371-7001

[E-mail] win@dgdg.co.jp / mac@dgdg.co.jp

[URL] <http://www.dgdg.co.jp/>

評議員会 & 研修会

6月22日(水)
神戸市教育会館

講 演

演 題：「障害者差別解消法と知的障害者の合理的配慮」

講 師：金 政玉 氏（キム・ジョンオク） 明石市福祉部福祉総務課障害者政策担当課長



障害者差別解消法の成立の過程とその後の動き

- 2006年12月 第61回国連総会において障害者の権利に関する条約を採択
- 2007年9月 我が国による障害者の権利に関する条約の署名
- 2011年6月 障害者虐待防止法の制定
- 同年 8月 障害者基本法改正
- 2012年6月 障害者総合支援法の制定、障害者優先調達推進法の制定
- 2013年6月 障害者差別解消法成立
障害者雇用推進法改正
公職選挙法改正
(後見人条項の削除)
- 2014年1月 障害者の権利に関する条約の締結
- 2015年2月 障害を理由とする差別の解消に関する基本方針を閣議決定
- 2015年3月 雇用分野における差別禁止と合理的配慮に関する指針の策定
- 同年9~11月 内閣府・各省庁における対策要領、対応指針の策定
- 2016年4月 障害者差別解消法と改正障害者雇用推進法の施行

的障壁の除去の実地について必要かつ合理的な配慮をしなければならない（するように努めなければならない）

社会的障壁とは何か？

障害者が日常生活又は社会生活を営む上で、障壁となるような社会の事物（移動を妨げる階段、利用しにくい施設、交通機関など）、制度（利用しにくい、利用できない制度）、慣行（障害者の存在を考えていない、表向きは中立的な規則、基準、慣習など）、観念（障害者への偏見、差別意識など）その他的一切のもの。

不当な差別的扱いについて（内閣府の対応指針から）

- 障害があることだけを理由にして入店や入居、就職などの際に区別、制限、排除すること。
- 窓口対応を拒否、または対応の順序を後回しすること。
- 資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウム等への出席等を拒むこと。
- 事業を実施するときに、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来訪の際に付き添い者の同行を求める等の条件を付けること。
- 客観的に見て人的体制、設備体制が整って対応可能であるにも関わらず、対応に当たって介護者や家族の同伴、時間の指定など正当な理由のない条件を付すこと。

合理的配慮の基本的な考え方は？

合理的配慮は、障害のある人の性別、年齢、障害の状態などの特性に応じて、社会的障壁を取り除くことが求められる具体的な場面は状況に応じてさまざまであり多様で個別性の高いもの。

障害のない人と比べて、同等の社会参加の機会が実現されること。

障害者差別解消法の差別禁止について

1. 行政機関等（事業者）は、その事業又は事務を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。（第7条及び第8条）
2. 矯正機関等（事業者）は、その事業又は事務を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときには、障害者の権利利益を侵害する事とならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会

合理的配慮の提供にかかる重すぎる負担？

- すぐにできる配慮（絵図や写真などによる会話、わかりやすい説明）
- 障害の特性を理解し、柔軟な対応による配慮（職場での出勤時間の変更のサポート）
- 技術やスキルを身に着けることでできる配慮（わかりやすい情報の提供、パンフレットの作成）

③障害者差別に関する相談体制の整備

④障害者差別の解消に資する取組の共有・分析

⑤構成機関等における斡旋・調整等の様々な取り組みによる紛争解決の後押し

⑥障害者差別の解消に資する取り組みの周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

合理的配慮の提供について話し合う時の3つのポイント

- ①代わりの配慮の案(その人にあった代替案を考える)
- ②時間をかけての配慮実施
- ③お互いの事情を理解し、折り合いが出来るための建設的な対話

明石市障害者差別解消条例の制定に向けて

明石市では、2015年差別事例件数202件あり、26名のメンバーが条例検討会に取り組んでいる。2016年3月には、市議会に条例提案し成立している。手話言語・障害者コミュニケーション条例と障害者差別の解消に関する条例は、明石市が全国で初めてです。

(文責 広報委員会)

障害者差別解消の四つの柱

- ①合理的配慮の提供支援の仕組みづくり
- ②相談体制の整備（差別事例の調整と解決）
- ③障害理解のための啓発
- ④障害者差別解消支援地域協議会



障害者差別解消支援地域協議会の役割とは (地域協議会は何をするのか?)

- ①複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- ②関係機関等が対応した相談事例の共有

助け合えば力となる 互助の精神！！

一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

◆ 入会金 10,000円

◆保険料 12,000円(年間)

【入院保障保険の保証内容】

- 付添介護保険金(付添人) 日額 上限 8,000円(被保険者負担実費×付添日数)
 - 付添保険金(家族) 日額 3時間以上 12時間未満(2,500円×付添日数)
 - 日額 12時間以上(5,000円×付添日数)
 - 差額ベッド費用保険料 日額 上限 5,000円(負担実費×差額ベッド利用日数)
 - 死亡保険金 保険証券記載の死亡保険金額 10,000円
- 【1会計年度(4/1~3/31) 90日を限度・通算限度日数 900日】



互助会は、まだ知的障害者が入れる保険が無かったころ、入院した際に負担を求められる室料と付添いについての補助を目的に、助け合おうという相互扶助の精神で立ち上げた組織です。他の保険会社とは設立の志が違います。皆さんで守り育ててほしい組織です。



施設のくらし どんなんかな～ ②

3回シリーズで掲載します。

高知のあじさい園の施設職員研修で支援員たち自らが「施設は利用者にとって我が家になれるか」「職員の都合で決めていないか」を柱に点検表を作成されました。

その点検表を使ってひょうごかぞくねっと理事にわが子の利用施設を点検してもらいました。

入浴

		回答数
入浴	毎日入浴している	5
時間	決められた時間帯以外での入浴はできず、個々への配慮が不足している	5
	夕方、夜ではなく日中（午後4時以前）に入浴している	5
	入浴時間以外にも希望に応じて入浴、シャワーができる。	3
浴室	浴室・湯桶等はカビやせっけんカスが付着せず清潔に保たれている	7
備品	石鹼やシャンプーは個々の好みに応じたものを使える	4
	手すりや福祉用具が適切に配置され、安心して入浴できる	7

- 季節や年齢によっても入浴回数は変わるのでないか。
- 汚れたり、汗をかいたり、排せつに失敗した時でも臨機応変に対応してほしい。
- 本人の好みのシャンプー等を利用できるが、個人負担になっている。
- どんなふうにお風呂に入っているのか、お風呂場は清潔なのか見たことがないので、聞いたり、見たりしよう。



排泄

		回答数
トイレ	トイレは臭いがなく、常に清潔に保たれている	6
	トイレのスリッパは清潔で、常に整頓されている	8
	トイレットペーパーをホルダーから外している	1
	便座は温座またはつめたくない配慮がされている	5
体調管理	おむつやパッドの交換が決まった時間にだけでなく適切にされている	5
	利用者の排泄による体調管理がされている	6



- トイレットペーパーが常時設置されていないというのは虐待ですよね。かぞくねっとでも数年前から言い続けている事。
- 家族会に行かれたら利用者の使うトイレを利用してみてください。
- 体調管理で排泄のチェックは大切な項目です。便秘や下痢を見逃さないでほしい。
- 大変ですが、言葉で訴えられない人たちですからね。
- トイレ臭に消毒液の匂いの混じったような施設臭。
- ここ10年位で施設臭を感じない施設が急増しています。
- 大勢が利用するトイレの臭いを取るのは想像以上に大変だと聞きましたが…。
- 清潔のシンボル。なくしてほしいトイレ臭です。

洗面・整容

		回答数
洗面所	洗面所はせっけんカスや髪の毛などがなく、清潔に保たれている	8
	洗面所に石鹼・手ふきタオルまたはペーパーが常備されている	7
	目ヤニなどの汚れがないように適切に洗面介助ができている	6
整容	髪型は利用者の希望に応じている	6
	管理しやすいように短髪等でみんな同じようなヘアースタイルにされている	1
	可能な限り、希望の理美容院への外出支援をしている	7
	髪は毎日きれいに剃っている	4
	手足の爪は随時切って、清潔にしている	7
	個々に応じて化粧水、クリーム等の管理、支援をしている	7

- 本人が髪形に興味がないので、美容院に連れて行ってもらって刺激を与えてほしい。
- 毎月、ボランティアの人人が来て、散髪をしてくれる。
- 帰宅時にいつも爪を切っているが、支援員さんの仕事として頼んでもいいんですね。
- あれ肌になりやすいので日頃から、好みの乳液を利用している。
- あれ肌だが、ひどくなると塗り薬は塗布してくれるが、化粧品に入る保湿クリームまでは持ち込みにくい。



歯磨き

		回答数
歯磨き	朝食・昼食・夕食後適切な歯磨き介助をしている	9
	歯ブラシとコップは常に清潔が保たれている	7
	歯ブラシは定期的かつ必要に応じて取り替えている	5
	歯磨き剤は個々の好みに応じたものを使える	1



- 歯磨きは夜だけと聞いている。
- 歯ブラシがどんな状態なのか、歯磨き剤は何を使っているのか知らない。
- 人手の多い昼食後は、職員がマンツーマンで歯磨き支援をしている。
上手にできない人は磨き残しを職員がきれいにしてくれる

衣服

		回答数
更衣	就寝時にきていた衣服を一日中着ている	0
	普段着をジャージ類にして、ユニフォームのように同じものを着せている	4
	ボタンやファスナーの内服、被り物ばかりにしている	5

衣服選び 合意 され るの	利用者の好みが尊重されている	9
	着古したような衣服、色あせた衣服を着せている	3
	季節や状況に応じた衣服を選び着せている	8
	衣服の補充や管理が適切に行われている	2
	衣服の目立たないところに記名している	7

- 本人の好みの服を購入しているのに、ジャージや被り物ばかり着せられている。
- 外出時は職員と一緒に服を選び、おしゃれを楽しんでいる。
その時の自慢そうな顔を見るとうれしくなる。
- 外出の時、大勢が同じようなジャージで歩いているのを見かけ違和感を持った。
- 以前は胸に大きな名札を貼つてある衣服を着用していたが、今は無い。
- 職員さん、利用者が共に思い思いの衣服を着ていて、施設の中でも若者らしい活発な雰囲気が感じられた。



洗濯

		回答数
洗濯	下着・シャツ類など基本的に一日着た衣服は毎日洗濯している	12
	下着類は他の衣服と別に洗濯している	3
	布地や汚れ方によって分別洗いをしている	2
	衣類表示に応じて正しく洗濯している（洗剤の種類や干し方にも配慮）	4
	洗濯ものはきれいに畳まれている	10



- どんな洗濯の仕方をしてくれているのか関心がなかった。
施設の配慮に気づいてあげなければ、と思う。
- ブランド物の服を持たせても、ジャージと同じ扱いなのでがっかり。
そこまで望んではいけないと思い洗いやすい管理しやすい衣料にしている。

知的・発達障がいのある方に
毎日の安心をお届けする。
それが私たちの願いです。

詳しい資料のご請求は
TEL 078-331-6751(代)

個人でご加入いただける、安心の保険

ぜんちの
あんしん保険

少額短期健康総合保険（無告知型）

○募集代理店

○(株)ワイドホーランドセンター

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通1-2-19
東洋ビル3階

○引受保険会社

○ぜんち共済株式会社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号
岩本町シティプラザビル5階

全国知的障害者施設家族会連合会報告

★第5回 全国知的障害者施設家族会連合会総会

由岐理事長は総会の冒頭、「最近の障害福祉施策の動向は障害者自立支援法施行以降の仕組みは、全施連も他の障害者団体と協力しながら取り組んでいるが国の対応は何も変わっていません。一方国は障害者総合支援法の見直しを行いましたが、次の平成30年度改定で介護保険制度との統合が可能とする検討が進められています。いわゆる65歳問題の対応です。

また、我々は引き続き国に対して知的障害のある方々の新しい生活の場の創造について、請願4項目を中心に国や行政に強く訴え続けなくてはいけないと全施連の取り組みの原点を訴えました。

・第1号議案・第2号議案 H27年度活動報告・決算報告に関する件

H27年度の①障害者総合支援法の3年後の見直し ②65歳問題（介護保険の適用・配置医師問題）
③社会福祉法人改革 ④差別解消法の取り組み ⑤成年後見制度対応等の活動内容の活動報告を行いました。27年度決算報告内容と岡崎監査役からの監査報告を審議した。会場から、今後の活動拡大に伴う活動資金計画や職員給与の考え方についての質問があったが、年度毎の活動計画に基づき必要な対応をあらかじめ行っていくとの回答があり、H27年度会計報告・監査報告は満場一致で可決されました。

・第3号議案・第4号議案 H28年度事業計画案・会計予算案

①24時間一貫した快適な支援施設の新設請願 ②新しい形の支援施設のあり方に関する提言パートⅡ
③行政（国・地方自治体） 議会（国・地方自治体）への陳情と意見交換 ④組織拡大と強化 ⑤一人ひとり活動強化の研修会 ⑥全施連内部学習会 ⑦友誼団体との連携強化 ⑧事業部（物販等）の新設の活動計画の提案に対して、質疑と議論を行いました。活動計画の成果を上げるために、頭で考えるだけでなく、具体的な取り組をさらに詰めて行くべきとの意見などが出ましたが、今後の努力でいかに成果をあげられる活動とするかを議論しました。引き続き各県連との連携で取り組むことで、最終的には提案は承認されました。また、前年の総会で提案があり、正副理事長会に託された『全施連の名称改定問題』については全施連名称から「入所」の削除を行うか否かの議論を行いましたが、各県での活動範囲拡大への対応や他団体との関係の問題もあるので、名称変更の結論は出ず、引き続き本問題の検討を継続することに致しました。28年度予算案は旅費の予算を今後の活動拡大のため増額の上、活動拡大によっては予備費の取り崩しを弾力的に行うとの考えを示したたうえ修正案を満場一致で承認しました。

・情報提供「障害福祉制度の動向」2日目 南副理事長

①PT会議の現在の議論内容と今後の取り組み ②全施連の設立以降の立ち位置（他の障害団体等との関係）等 ③国連障害者権利条約「特定の生活様式問題」 ④虐待防止、虐待対応 ⑤高齢障害者への対応等の課題・対応の説明を受け話し合いました。

★全国大会 第12回 全国大会 福岡大会 10月18日(火)～19日(水)

『「新しい施設」を語ろう—当事者の笑顔耀く日のために—』

障がいのある人だけでなく、親・家族、施設職員、施設経営者 それぞれの立場で施設に関わる人たちが、それぞれの立場で「新しい施設」を創造する当事者であるとの想いを込めています。私たちは4年前に「新しい施設」のあり方に関する提言をおこない、以来「新しい施設」の具体像を検討してきました。今は新しい施設の具体像について語り考える時です。親・家族の想いや願いを集めただけでは一方的です。施設経営者、施設職員も「新しい施設」を創造する当事者として捉え、それぞれの立場からのできること、しなければならないこと、あきらめてはいけないこと、あきらめなくともよいことを見つけ出し、つなぎあわせ、「新しい施設」の具体像を描きたいと思います。

容疑者「重度障害者狙う」

相模原19人殺害事件 重軽傷者26人に

大量殺人 警察に予告

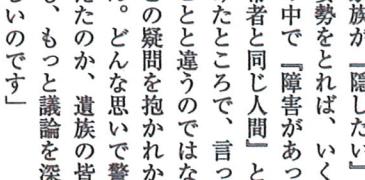
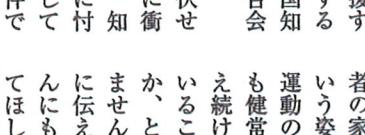
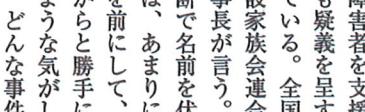
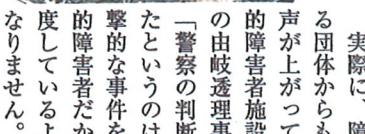
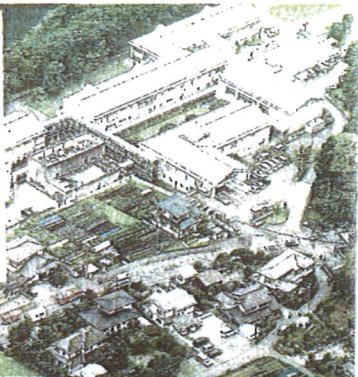
てほしい
20~70代の男女70人
の知的障害者が入所す
るひふみ園（北区）
地震や火災を想定した
訓練を実施している
が、不審者対策につい
ては対応を検討中だっ
たといふ。

勝浦正司施設長(64)
は事件の容疑者が施設
の元職員だつたことと
に、衝撃は隠せない。

阪神地域の知的障害
者の施設利用家族でつ
くる「阪神かぞくねつ
と」の笛川かほる会長
81)西宮市は、容
疑者が障害者施設の元
職員だつたことにショ
ックを受けた。

会連合会の由岐透理事長(76)は、神戸市には、高校生の時から施設で暮らす息子の大さん(48)がいる。警察が障害があるかないかで区別して、名前を出さないのはおかしいと思う。ただ、会の中には色々意見がある。「理解してもらつて普通に暮らせるようにするために、表に出て運動していくしかない。でも社会の理解が進まない中では、嫌がる親がいるのも事実。教育の場で理解を広めたい」と話す。

理解進まなければ



「遺族でも議論を」

実際に、障害者を支援する団体からも疑義を呈する声が上がっている。全国知的障害者施設家族会連合会の由岐透理事長が言う。

「警察の判断で名前を伏せたというのは、あまりに衝撃的な事件を前にして、知的障害者だからと勝手に付度しているような気がしてなりません。どんな事件であれ、亡くなつた人の名前や年齢は公表されるのに、この取り扱いはおかしいと思います」

あわせて遺族にも、提言があるという。



者の家族が「隠したい」という姿勢をとれば、いくら運動の中で「障害があつても健常者と同じ人間」と訴え続けたところで、言つて

いることと違うのではない

か、との疑問を抱かれかねません。どんな思いで警察に伝えたのか、遺族の皆さんにも、もっと議論を深めてほしいのです」

平成28年7月26日未明、神奈川県相模原市にある障害者支援施設「津久井やまゆり園」で、元職員による殺傷事件が発生しました。この凶行により、津久井やまゆり園の利用者19人が亡なり、29人（うち職員3名）の方が重軽傷を負いました。

この事件は国の福祉政策の遅れからくる私たち一人ひとりの心の底にある差別問題をつきつけたともいえる事件です。

だからこそ、全施連の組織があり、研修を重ねながらの運動を強化する必要性を提起している事件でもあります。全施連は7月29日声明を発表すると共に、8月5日には緊急代表者会議を開きました。また8月22日には由岐理事長がやまゆり園を訪問し、家族会の方々をお見舞いしました。

2016年7月29日

障害者支援施設での惨烈な事件について（声明）

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

理事長 由岐透

7月26日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設で起こった惨烈な事件は日本全国に大きな衝撃が走りました。とりわけ障がいのある当事者や家族、関係者の受けた衝撃、深い悲しみと非道な行為に対する憤怒の念が込みあげてきます。

犠牲となった知的障がいのある当事者、そのご家族に哀悼の意を表するとともに、重軽傷を負った方たちの一日も早い回復を祈ります。

容疑者が衆議院議長公邸宛に書いた手紙には「障害者は人間としてではなく、動物として生活を過しております」、「私の目標は重複障害者の方が家庭内の生活、及び社会活動が極めて困難な場合、保護者の同意を得て安楽死できる世界です」と書いています。この文章は知的障がい者を人間と認めず、社会的生存権を否定し、家族に安楽死の同意を求めていました。

私たちはどんなに重い障がいをもっていても、この社会に人間らしく生きる権利をもっていると考えます。我が国は憲法もそれを保障しているのです。また、障がい者権利条約に2007年に賛成署名をし、2014年2月批准しています。障がい者の安楽死を認めよとは言語道断の身勝手なドイツのヒットラーにも似た考えです。

重度心身障がい児(者)の父と言われた糸賀一雄先生は「この子らに光を」ではなく、「この子らを光に」と言われました。それはこの子らは存在によって人間性の在り方や社会の歪みを写し出し、友愛に満ちた社会の実現を声なき声で願っているからでしょう。世界中どこの国にも貧富の差や身分の上下に関わりなく、障がい者は生まれ存在しています。アメリカの有名な障がい者であったヘレン・ケラーは「障害をもつことは不自由であっても不幸ではない。不幸にしているのは社会の差別だ」との名言を残しています。

この事件は、精神異常者による殺人事件であるかもしれません、人の命の大ささを実感できる障害者支援施設で働いていたにも関わらず恐るべき社会観が醸成された計画的大量殺人の実行であることを直視し、政府、政治家・障がい者とその家族や一般国民にも警鐘をならしていると考えます。

私たち知的障がい者の家族は、わが子らに支援をしていただく方々のご協力を得ながら必死にその命を守っています。

最後に今回の容疑者のような危険思想が社会に生まれ、蔓延してはならないことを願う次第です。





わたしたちの がんばり



23



花と緑のある生活

阪神かぞくねっと ななくさ新生園

ななくさ新生園は定員50名の障害者支援施設です。平成5年に開所し、今年で23年を迎えます。常に安心・安全を心がけ、日々の生活の中でどのようにすれば利用者様に楽しく快適に過ごしていただけるだろうかということを考え続けた23年であります。

現在、ななくさ新生園では、生活の場を提供するだけでなく、理学療法や音楽療法にも力を入れて取り組んでおり、高齢化しつつある利用者様の生活をより豊かにするための方法を職員が一丸となって検討しております。また、相談支援事業も展開しており、近隣の在宅生活を営まれている障害をお持ちの方々の相談にも対応させていただいております。地域の社会資源の一つであるななくさ新生園が、地域のニーズにどのように柔軟に対応していくことが出来るのかを日々検討し、少しでも多くの地域貢献を行える施設でありたいと願って支援に取り組んでおります。

さて、突然ではありますが、もし自分の生活の場がたくさんの花と緑に囲まれていたならば、気持ちが豊かに感じるとは思いませんか？運動をしなければならないから散歩に行くよりも、花を見に行きたいから散歩に行く方が自然と前向きな気持ちになりませんか？わたしたちはそのような観点から、「花と緑のプロジェクト」を昨年度より実施し、多くの花と野菜を育ててきました。

季節に合わせた花やミニトマトやキュウリやさつ

まいもを育て、多くの利用者様に喜んでいただきました。一緒に栽培出来る利用者様には、苗の植え付けや水やりをしていただき、育てる喜びを体感していただきました。

収穫した野菜は、調理クラブを実施して、数名の利用者様と一緒に調理しておいしくいただきました。「育てる→作る→食べる」の一連の流れを利用者様と一緒にを行うことで活動の幅も広がりました。

また、散歩に出掛けた際には、たくさんの花をゆっくりと眺めたり、「あの花きれいやね」等と職員と会話をすることによって、落ち着いた時間を持つことが出来ています。近隣の施設に入所されている方も時折花壇を見に来られて、「この花だいぶ大きくなったねえ」と言って楽しみにして下さっています。

将来的には、もっとたくさんの地域の方々に花壇を見に来ていただき、ななくさ新生園が地域の方々にとっても憩いの場になればと思っています。写真のひまわりのように、これからもななくさ新生園の利用者様が生き生きと過ごし、地域の皆様からも親しみをもっていただけるような施設になれば幸いです。



H28年度 ひょうごかぞくねっと活動予定

ひょうごかぞくねっと 関係	月	日	曜日	行 事	内 容	会 場
	4	8	金	第1回正副会・委員長長会	年間計画	事務所
	4	20	金	第1回理事会		あすてっぷKOBE
	6	10	金	27年度会計監査		事務所
	6	22	水	評議員会	ひょうごかぞくねっと総会と研修会	あすてっぷKOBE
	7	1	金	第2回正副会長・委員長会		事務所
	7	15	金	第2回 理事会	中央研修会案・ 全国大会	センター・プラザ会議室
	9	5	月	第3回正副会長・委員長会		センター・プラザ会議室
	9	5	月	理事研修	請願のための勉強会	センター・プラザ会議室
	10	18	火	全施連全国大会(1日目)	全施連の研修会・討論会	福岡市
	10	19	水	全施連全国大会(2日目)	全施連の総会・講演会・研修会	福岡市
	11	18	金	中央研修会		県民会館
	12	23	金	ジョイフルコンサート		松方ホール
	1			第4回正副会長・委員長会		未定
2	5	日		ハートフルカーニバル		姫路 花北ホール
2	10	金		第3回理事会	26年度の反省と27年度に向けて	市福祉センター

全 施 連 関 係	月	日	曜日	行 事	内 容	会 場
	4	19	火	全施連正副会長会		東京
	4	19	火	民進党 ヒアリング		東京 議員会館
	6	7	火	全施連定期総会	総会・年間計画・研修	大阪市
	6	8	水	全施連定期総会	総会・年間計画	大阪市
	8	29	月	PT会議II	全施連提言について	東京
	8	30	火	PT会議II	全施連提言について	東京
	10	18	火	全施連全国大会(1日目)	全施連の研修会・討論会	福岡市
	10	19	水	全施連全国大会(2日目)	全施連の総会・講演会・研修会	福岡市
	3	19頃		全施連研修会・第3回理事会		未定

神戸市・兵庫県 関係	月	日	曜日	行 事	内 容	会 場
	5	21	木	県知協 総会	兵庫県知的障害者施設協会総会	
	9	29	木	福祉の集い	兵庫県福祉7団体主催の研修会	メリケンパークオリエンタル
	10	14	金	兵庫県福祉大会(育成会)	後援団体	南あわじ市
	1			神戸市福祉団体新春祝賀会		
	1	20	金	賀詞交換会	兵庫県福祉7団体主催の研修会	メリケンパークオリエンタル
	1			新春交歓会	神戸市知的障害者施設連盟主催	

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-1

神戸市立総合福祉センター2F

TEL.078(371)3930 FAX.078(371)3931

mail : h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

事務局(月・水・金 10:00~16:00)

全国知的障害者施設家族会連合会(全施連)ホームページ

URL : <http://zenshiren.web.fc2.com/>

《表紙題字 芝 貴弘 氏(尼崎武庫川園)》

編集後記

今年の夏は、リオでオリンピック・パラリンピックが開催され、日本はメダルラッシュに沸きました。毎日寝不足になりながらもテレビの前に釘付けになられたのではないでしょうか。

しかし、国内では台風で多くの方が災害に見舞われ、ライフライン等まだまだ元の生活に戻ることが困難になっています。

一方、相模原市で起こった障害者施設での事件は、社会に大きなショックを与え、私たちは大きな憤りを感じました。

この世に生を受けた命の尊さは、誰しも同じです。皆が日々、安全安心な暮らしができるよう見守っていきましょう。(K.N)